

I 総論

1 趣旨

この学校私費会計取扱要領（以下「要領」という。）は、県立学校が取り扱う、私費会計である、学校取扱金、学校指定用品及び学校関係団体費について、保護者の経済的負担を軽減するとともに、事務処理の適正化・透明化を推進し、もって保護者の信頼の確保と健全な学校運営を図ることを目的として、学校私費会計の取扱事務に関する必要な事項を定めたものです。

2 定義

(1) 学校取扱金

学校の教育活動上必要とする費用のなかで、受益者負担の考えに基づき、各学校において計画・決定を行い保護者（生徒）から集金し管理する経費をいいます。

(2) 学校指定用品

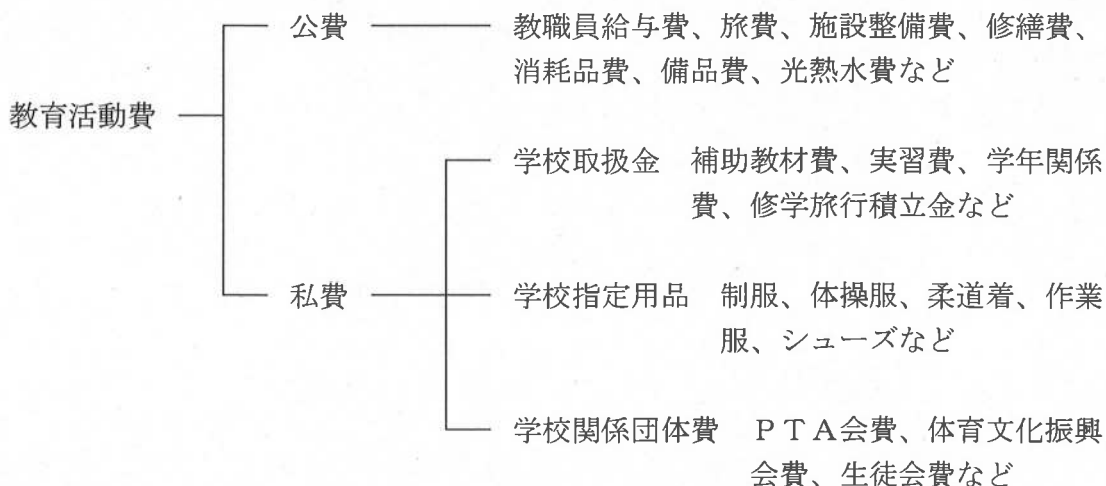
保護者が購入する学用品等のうち、教育活動上の必要性から全校又は学年等の単位で色、デザイン等を統一するため、学校が特定の製品や販売業者等を指定し、又はあっせんするものをいいます。

(3) 学校関係団体費

学校の運営及び教育活動に密接に関係するPTA、体育文化振興会などの団体の規約等に定めるところにより、校長が当該団体の長から会計処理の委任を受けている当該団体の運営及び活動に要する経費をいいます。

3 教育活動費の構成

学校教育で必要とされる経費には、税金等の収入によりまかなわれる「公費」と保護者（生徒）が個人負担する「私費」があります。



4 学校私費会計処理のあり方

学校私費会計の処理に当たっては、各学校は、以下のことに留意して、適正・適切な事務処理を行わなければなりません。

保護者負担の軽減

(1) 不断の支出の見直し

学校取扱金等（学校取扱金、学校指定用品、学校関係団体費をいう。以下同じ。）は、保護者の経済的負担により支出されていることを常に認識し、保護者の立場に立って、その軽減に努める。

このため、不必要な物品の購入を行っていないか不断に見直し、無駄の削減を行う。

(2) 適切な公費・私費の負担区分の徹底

物品の購入等を行う必要がある場合においては、「公費・私費の負担区分の基準となる考え方」（別紙）に基づき、公費からの支出をしっかりと検討した上で、保護者からの私費に安易に頼ることなく、支出を行うよう徹底する。

(3) 保護者への説明責任

学校取扱金等の目的や用途については、保護者への説明責任を果たし、保護者負担の抑制がなされるよう、保護者に対して説明及び報告を行うとともに、保護者の意見を聴取するよう努める。

また、入学説明会やホームページ等を通じて、学校取扱金等に関する情報の提供に努める。

適正・適切な事務処理の徹底

(1) 事務要領に基づく事務処理

この「学校私費会計取扱要領」は、全県立学校の教職員が学校私費会計を処理するに当たって従う必要がある規範性のある文書であり、その内容が各教職員に十分理解され、これに基づいて事務処理が行われるよう徹底する。

(2) 各種原則の遵守

要領中に定められた文書主義、会計処理の原則、公平な業者選定等を遵守する。

(3) 事務処理体制の確立

管理監督者のもとでの明確な責任関係とチェック体制のもとで私費に係る事務処理を行う。

① 責任の明確化

管理監督者については、

・校長は、学校私費会計の全般について掌握し、その執行に当たり関係教職

員に対して必要な指導及び監督を行う

- ・副校長・教頭は、学校私費会計の執行に関与し、関係教職員に対して必要な指導及び監督を行う
 - ・事務長は、学校私費会計の執行に関与し、要領に沿った会計処理及び現金の出納が行われるよう、関係教職員に対して必要な指導及び監督を行う
- 学校私費会計事務を取り扱う教職員の責任の範囲については、校務分掌表等に明示し明確化する。

② チェック体制の構築

管理監督者は、学期に一回以上、教職員の学校私費会計の取扱状況をチェックする。また、複数の職員によるチェック体制の構築に努める。

また、教員が私費を取り扱う場合は、事務長が起案文書の回議や出納簿の確認を行うなど事務職員等が関わり事務処理を行う。

5 学校私費会計に関する県教育委員会の担当課

学校取扱金及び学校指定用品（体操服等は体育保健課）は高校教育課が、学校関係団体費は教育財務課が担当します。

6 県教育委員会による指導

県教育委員会は、学校私費会計の事務処理状況の把握と是正のため、定期的かつ継続的に指導を行います。

(別紙)

公費・私費の負担区分の基準となる考え方

(1) 公費負担とすべき経費

学校運営に関する経費で、県立学校共通の標準的な水準の維持に必要な経費は、県民全体の負担により措置されることが適当であるため、公費負担とします。

(2) 原則として私費負担とする経費

学校の教育活動を行う上で、個人に帰属する物品の購入を行う場合や修学旅行等の行事に参加する際に必要な費用等は、その直接的利益が個々の生徒に還元される性格が強いことから、原則として私費負担とします。

(3) 私費負担の余地がある経費

県立学校共通の標準的な水準を質的量的に上回る、より良い教育環境を望む保護者等の考えや要望がある場合には、学校の実情等に応じて私費からの負担によって学校運営に関する経費の支出を行うことがあり得ます。この場合においては、保護者に経費の用途等についてしっかり説明することが必要です。

(4) 具体的な例

公費・私費の負担区分	経費の内容	具体的な例
公費負担とすべき経費	施設の建設、維持、管理、補修に要する経費	樹木せん定料、廃棄物処理費など
	備品の購入、賃借、管理、修理に要する経費	備品・クラス共用物品の購入代、生徒氏名ゴム印・名刺作成代、椅子カバークリーニング代など
	公務出張に要する交通費	公務出張のための旅費、有料道路通行料、駐車場代など
	授業や学業認定に要する経費	卒業証書の筆耕料など
	生徒の心身の健康、安全に係る経費	カウンセラーの報酬など
	教職員の資質向上のための経費	一定規模の研修への参加費など
原則として私費負担とする経費	学校指定用品	制服、体操服等の学校指定の被服類代など
	教材費、実習費等	辞書、テキスト等の補助教材費、実習材料費など
	進路指導費	模擬試験・検定試験等の受験料など

	行事費	修学旅行代、教育合宿代、遠足代など
	会費	P T A会費、体育文化振興会費、生徒会費など
私費負担の余地がある経費	学校施設、備品の質的、量的な向上に係る経費	エアコンの整備費、標準を上回る樹木のせん定料など
	生徒の心身の健康、安全、進路指導に係る取組の質的、量的な向上に係る経費	カウンセラーの追加雇用に係る報酬、進路指導員の報酬など
	教職員の資質向上のための取組の質的、量的な向上に係る経費	教職員が行う研修に係る経費への補助など